

事 務 連 絡

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

再エネ賦課金減免制度の活用と申請期限について

平素より、再エネルギー政策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化の観点から、一定の基準を満たす事業所については、経済産業大臣の認定を受けることにより、再エネ賦課金の減免措置の適用を受けることができます。

令和6年度申請分（令和7年度適用分）の賦課金減免制度の申請については、2024年11月1日（金）より受付開始し、11月30日（土）が締切りとなっているところ、周知させていただきます。

なお、申請自体は11月1日（金）より開始しますが、申請システムへの入力には10月1日（火）頃から可能になる予定ですのでご活用いただけますと幸いです。

記

貴団体傘下の会員企業宛てに以下の2点の依頼事項を周知願います。

■賦課金減免制度の申請期限のご案内（申請締切）

2024(令和6)年度申請分（2025(令和7)年度適用分）の申請期間は、

【2024(令和6)年11月1日(金)～2024年(令和6)年11月30日(土)23:59迄】

です。

期間終了後は一切申請を受け付けることはできませんので、期限を遵守してください。

■再エネ賦課金減免制度の要件見直しについて

再エネ賦課金の減免制度については、省エネルギー政策の強化等の動向や関係審議会（※）における検討結果を踏まえ、減免認定を受けるための要件について、2024(令和6)年度申請分（2025(令和7)年度適用分）の減免制度より、見直しを予定しています。

（※） https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/066.html

以下の制度概要 HP 及び概要資料, FAQ をご確認の上、2024(令和 6)年度申請分(2025(令和 7)年度適用分) の減免制度における申請要件を必ずご確認ください。新たに追加される要件について、2024(令和 6)年 10 月 31 日(木) 23:59 までに対応が必要な場合がありますので、ご注意ください。

[制度概要 HP]

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html

[概要資料]

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf

[FAQ]

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_faq.pdf

なお、ご不明な点は、下記にお問い合わせ・ご相談ください。

本件の問い合わせ先

(減免申請に係る申請全般について)

減免認定申請ヘルプデスク

設置期間：2024年9月4日(水)～2025年1月16日(木)

お問い合わせフォーム：<https://www.fit-genmen.go.jp/genmen/ds001/entry>

電話：050-8892-6042(平日 9:20～17:20)

(減免申請の要件に係るご相談について)

以下の各地方経済産業局窓口一覧をご確認の上、ご連絡ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf#page10

以 上